

# 守ってきたい わがまちの 景観と人々

第12回 (担当：小国町)



↓豊後街道の写真等はこちらから↓  
<http://www.asosekaibunkeisan.com/property/bungo.html>

## 「商人たちがつくる町 並み 宮原一番街」

小国町のほぼ中心、宮原一番街は、小国郷の総鎮守とされる小国両神社の門前町として古くから賑わいました。小国郷開拓の祖といわれる高橋宮、火宮という二柱を祀る両神社の門前で商いをしてきた露天商たちが、やがてこの地に定住するようになり、現在までつづく商人街がかたちづくられていきました。

細川藩の時代には、藩令により杉の挿し木が行われ、これをきっかけに、小国町は木材の大産地として大いに栄えました。宮原一番街には、木材の町ならではの、太い柱や大きな梁をもつ重厚な町屋が軒を連ねています。

宮原一番街は、歴史的な町並みであることが認められ、くまもと歴史50選に選定されました。

## 世界遺産「ほれ話 Vol.4

### 豊後街道について

今回は、国史跡指定を受けた豊後街道について取り上げます。豊後街道は、熊本城下から大分県の豊後鶴崎を結ぶ全長124kmの街道であり、加藤清正等歴代熊本藩主の参勤交代や、九州における流通、往來に利用された重要な歴史の道です。

今回の指定は、豊後街道のうち阿蘇市の二重峠、狩尾地区、滝室坂、街道沿いに残る石御茶屋跡、産山村の弁天坂、境の松坂の計6カ所です。急峻な坂道には、街道整備時に彫りこんだと思われる「岩坂村(現大津町)つくり」と刻まれた石畳や、「水切り」と呼ばれる排水施設などがあり、自然環境に対応した先人の知恵を知ることが出来ます。今回の指定を機に、ぜひ訪れてみてください。

### 〈お問い合わせ〉

県企画振興部 文化・世界遺産推進室 TEL096(333)2153

県世界遺産登録推進ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/sekaisan/>

◆次回のリレーコラムは、産山村が担当します。

## 9月24日～30日は 結核予防週間です

9月24日から9月30日は結核予防週間です。

結核は過去の病気ではありません！日本では年間2万2千人以上県内でも300人以上の方が新たに結核にかかっており(平成23年)、今でも重大な感染症の一つです。早期発見のため、65歳以上の方は年に1回は定期健診(胸部レントゲン検査)を受けましょう！

結核の初期症状は風邪とよく似ています



次のような症状が続く場合は、**早目に医療機関を受診**しましょう。

- 咳が2週間続く
  - 痰が出る
  - 体がだるい
  - 急に体重が減る
- ※高齢者の場合は、咳がないなど、症状がはっきりしない場合もあります。

### 〈お問い合わせ〉

阿蘇保健所 保健予防課

TEL 0967(32)0535

### 消費者相談日

(久木野庁舎)  
午前10時～午後3時

## 9月

3日(火)	5日(木)
10日(火)	12日(木)
17日(火)	19日(木)
24日(火)	26日(木)

※10日(火)は白水保健センター、17日(火)は長陽庁舎で行います。

テレビやラジオなどで「過払い金」との言葉を聞いたことはありませんか？簡単に言えば、金融業者に借り入れをして返済しすぎた金額のことです。過去10年以内に利息制限法の制限利率を越える利率で借り入れ、そのまま返済している場合、制限利率を越えた利息部分は、本来返済する必要のない利息です。そして、この利息を債務元金残高に充当する引き直し計算を行った結果、実質の元金残高はゼロになり、返済する義務のないお金が発生した場合、そのお金を「過払い金」と言います。「過払い金」は、訴訟や交渉によって返還してもらうことができます。返還請求は自分でもできますし、司法書士や弁護士などの専門家に頼むこともできます。本村では、何らかの形で村民の借り入れの情報を得た事業者が、過払い金請求の代行を電話で勧めてくる事例がありました。多くは手数料狙いで信用できかねる事業者が多いようです。皆さん不審な電話には気をつけてください。また、お心当たりのある方は、南阿蘇消費者相談室までご相談ください。



Vol.8

【お問い合わせ】  
南阿蘇消費者相談室  
TEL (67) 1111